構成員提出資料２

子供の貧困対策に関する有識者会議について

令和３年９月１６日
座長　宮本みち子

子どもの貧困対策の推進に関する法律

（平成25年6月26日法律第64号）
（令和元年６月19日改正(令和元年法律第41号)）

（注）赤字は令和元年改正による主な改正部分

目的

・子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないようにする
・全ての子どもが心身ともに健やかに育成され、及びその教育の機会均等が保障され、子ども一人一人が夢や希望を持つことができるようにする
・子どもの貧困の解消に向けて、児童権利条約の精神に則り、子どもの貧困対策を総合的に推進する

基本理念

・社会のあらゆる分野において、子どもの年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること
・子ども等の生活及び取り巻く環境の状況に応じて包括的かつ早期に講ずること
・背景に様々な社会的な要因があることを踏まえること
・国及び地方公共団体の関係機関相互の密接な連携の下に、関連分野における総合的な取組として行うこと

子どもの貧困対策を総合的に推進する枠組み

国	・「子どもの貧困対策に関する大綱」を策定（閣議決定） ※子どもの貧困対策会議（会長：内閣総理大臣）が案を作成 案の策定時に子どもや保護者等の意見を反映させるための措置を講ずる ・子どもの貧困の状況・子どもの貧困対策の実施状況の公表（毎年１回）
都道府県	・都道府県計画を策定（努力義務）※大綱を勘案
市町村	・市町村計画を策定（努力義務）※大綱及び都道府県計画を勘案

《附則第２項》
政府は、この法律の施行後５年を目途として…必要であると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

大綱に定める事項

基本的な方針	
子どもの貧困に関する指標 子どもの貧困率、一人親世帯の貧困率、 生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率・大学等進学率 等	
教育の支援	生活の安定に資するための支援
保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援	経済的支援
調査及び研究	検証及び評価その他の施策の推進体制

子供の貧困対策に関する大綱のポイント（令和元年11月29日閣議決定）

子供の貧困対策に関する大綱
- ○「子どもの貧困対策の推進に関する法律」(平成25年成立、議員立法)に基づき策定
- ○ 今般の大綱改定は、
  ①前大綱（平成26年8月閣議決定）において、５年を目途に見直しを検討するとされていたこと、及び②議員立法による法律改正（令和元年６月）を踏まえて実施。
- ○ 平成30年11月の子どもの貧困対策会議（会長：内閣総理大臣）において、令和元年度中に新たな大綱を策定することとされた。その後、**有識者会議で計６回議論の上、令和元年８月に「今後の子供の貧困対策の在り方について」が提言され、同提言を踏まえ大綱策定。**

目的

現在から将来にわたり、全ての 子供たちが夢や希望を持てる社会を目指す
子育てや貧困を家庭のみの責任とせず、子供を第一に考えた支援を包括的・早期に実施

基本的方針

① 親の妊娠・出産期から子供の社会的自立までの切れ目のない支援 ➡ 子供のライフステージに応じて早期の課題把握
② 支援が届かない又は届きにくい子供・家庭への配慮 ➡ 声を上げられない子供や家庭の早期発見と支援の多様化
③ 地方公共団体による取組の充実 ➡ 計画策定や取組の充実、市町村等が保有する情報の活用促進

指標

ひとり親の正規雇用割合、食料又は衣服が買えない経験等を追加　（指標数　25→39）

指標の改善に向けた重点施策（主なもの）

1．教育の支援

○学力保障、高校中退予防、中退後支援の観点を含む教育支援体制の整備
少人数指導や習熟度別指導、補習等のための教職員等の指導体制の充実、教育相談体制の充実、高校中退者への学習支援・情報提供等

○真に支援が必要な低所得者世帯の子供たちに対する大学等の授業料減免や給付型奨学金を実施

2．生活の安定に資するための支援

○妊娠・出産期からの切れ目ない支援、困難を抱えた女性への支援
子育て世代包括支援センターの全国展開、若年妊婦等へのアウトリーチ、SNSを活用した相談支援、ひとり親支援に係る地方公共団体窓口のワンストップ化・民間団体の活用等

○生活困窮家庭の親の自立支援　生活困窮者に対する自立相談、就労準備、家計改善の一体的な支援の実施を推進

3．保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援

○ひとり親への就労支援　資格取得や学び直しの支援、ショートステイ（児童養護施設等で一時的に子供を預かる事業）等の両立支援

4．経済的支援

○児童扶養手当制度の着実な実施　支払回数を年３回から６回に見直し（令和元年11月支給分～）

○養育費の確保の推進　養育費の取決め支援、民事執行法の改正による財産開示手続の実効性の向上

施策の推進体制等

○地方公共団体の計画策定等支援

○子供の未来応援国民運動の推進　子供の未来応援基金等の活用

子供の貧困対策に関する有識者会議（平成27年８月28日子どもの貧困対策会議会長決定）

役割

子供の貧困対策に関する大綱に掲げられている施策の実施状況や対策の効果等を検証・評価し、子供の貧困対策についての検討を行う。

構成員

（※◎座長、〇副座長）

	阿部　敬子	宮城県石巻市福祉部次長兼生活再建支援課長
	磯崎　哲夫	香川県宇多津町保健福祉課長
	植草　栄司	千葉市こども未来局こども未来部長
	岡﨑　祐吉	あしなが育英会専務理事
	笹山　衣理	滋賀県健康医療福祉部子ども・青少年局子ども未来戦略室長
〇	新保　幸男	神奈川県立保健福祉大学保健福祉学部教授
	末冨　芳	日本大学文理学部教授
	菅田　賢治	全国母子生活支援施設協議会会長
	藤田　君子	全国母子寡婦福祉団体協議会副理事長
	松本　伊智朗	北海道大学大学院教育学研究院教授
	水橋　誉	大学院生（あしなが育英会奨学生）
◎	宮本　みち子	放送大学名誉教授・千葉大学名誉教授
	山野　則子	大阪府立大学学長補佐人間社会システム科学研究科教授
	横川　伸	全国児童養護施設協議会副会長
	渡辺　由美子	特定非営利活動法人キッズドア理事長

（令和3年7月28日現在）

参考（子供の貧困対策に関する大綱より抜粋）

〇子どもの貧困対策会議の下に設けた有識者会議において、関係者の意見を聴きつつ施策の実施状況や対策の効果等を検証・評価する。

〇本大綱については、社会経済情勢の変化、子供の貧困に関する状況の変化、本大綱に基づく施策の実施状況や対策の効果等を踏まえ、おおむね5年を目途に見直しを検討する。

政府による子供の貧困対策の実施状況

【平成26年度】
・幼児教育・保育の段階的無償化
（毎年度拡大）
・高校生等奨学給付金事業 創設

H26.1.17.
子どもの貧困対策の推進に関する法律施行

H26.8.29.
子供の貧困対策に関する大綱閣議決定

【平成27年度】
・地域未来塾創設
・生活困窮世帯等の子供への学習支援事業開始
・子供の未来応援国民運動始動
・地域子供の未来応援交付金創設

H27.12.21.
すくすくサポート・
プロジェクト策定

【平成28年度】
・児童扶養手当の多子加算額の倍増
（第2子加算額を月額5千円から最大1万円。
第３子以降の加算額を月額3千円から最大6千円へ増額）
・子どもの生活・学習支援事業開始

H28.6.2.
ニッポン一億
総活躍プラン策定

【平成29年度】
・給付型奨学金創設
・社会的養護自立支援事業創設

【平成30年度】
・児童扶養手当全部支給の所得制限引上げ
（全部支給所得制限限度額を年収130万円から
160万円に引き上げ）※扶養親族等の数が１人の場合
・生活保護世帯の子供の大学進学時の
進学準備給付金支給開始

H29.12.8.
新しい経済政策
パッケージ閣議決定

R1.6.19.
子どもの貧困対策推進法改正

R1.11.29.
子供の貧困対策に関する大綱閣議決定

【令和２年度～３年度】
・コロナ禍を受けた緊急支援
（低所得のひとり親世帯への臨時特別給付金、
低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活
支援特別給付金、学びの継続のための学生支援
緊急給付金等の支給、子どもの居場所づくりの
支援強化（地域子供の未来応援交付金の拡充）、
政府備蓄米の子ども食堂等への無償交付等）
・真に支援が必要な子供たちへの高等教
育の修学支援新制度
・改正民事執行法施行（養育費の確保に資す
るよう、離婚相手の財産開示手続の実効性を向上）

大綱（令和元年11月）のポイント

＜子供の貧困に関する指標＞
・39の指標を設定（ひとり親の正規雇用割合、
食料又は衣服が買えない経験等を追加）

＜指標の改善に向けた重点施策＞
・教育の支援
・生活の安定に資するための支援
・保護者に対する職業生活の安定と向上に
資するための就労の支援
・経済的支援

＜施策の推進体制等＞
・地方公共団体の計画策定支援等
・子供の未来応援国民運動の推進

子供の貧困に関する指標（令和３年８月時点）

【教育の支援】
- ○ 生活保護世帯に属する子供の高等学校等進学率　93．7%（令和2年4月1日現在）
- ○ 生活保護世帯に属する子供の高等学校等中退率　4．1%（令和2年4月1日現在）
- ○ 生活保護世帯に属する子供の大学等進学率　37．3%（令和2年4月1日現在）
- ○ 児童養護施設の子供の進学率
  - ・中学校卒業後　96．4%（令和2年5月1日現在）
  - ・高等学校等卒業後　33．0%（令和2年5月1日現在）
- ○ ひとり親家庭の子供の就園率（保育所・幼稚園等）　81．7%（平成28年11月1日現在）
- ○ ひとり親家庭の子供の進学率
  - ・中学校卒業後　95．9%　（平成28年11月1日現在）
  - ・高等学校等卒業後　58．5%（平成28年11月1日現在）
- ○ 全世帯の子供の高等学校中退率　1．3%（令和元年度）
- ○ 全世帯の子供の高等学校中退者数　42，882人（令和元年度）
- ○ スクールソーシャルワーカーによる対応実績のある学校の割合
  - ・小学校　54．2%（令和元年度）
  - ・中学校　59．7%（令和元年度）
- ○ スクールカウンセラーの配置率
  - ・小学校　84．7%（令和元年度）
  - ・中学校　91．1%　（令和元年度）
- ○ 就学援助制度に関する周知状況　78．7%（令和2年度）
- ○ 新入学児童生徒学用品費等の入学前支給の実施状況
  - ・小学校　82．3%（令和2年度）
  - ・中学校　83．8%（令和2年度）
- ○ 高等教育の修学支援新制度の利用者数
  - ・大学　19．9万人（令和2年度）
  - ・短期大学　1．4万人（令和2年度）
  - ・高等専門学校　0．3万人（令和2年度）
  - ・専門学校　5．5万人（令和2年度）

【保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援】
- ○ ひとり親家庭の親の就業率
  - ・母子世帯　80．8%（平成27年）
  - ・父子世帯　88．1%（平成27年）
- ○ ひとり親家庭の親の正規の職員・従業員の割合
  - ・母子世帯　44．4%（平成27年）
  - ・父子世帯　69．4%（平成27年）

【生活の安定に資するための支援】
- ○ 電気、ガス、水道料金の未払い経験
  - ・ひとり親世帯（平成29年）
    - 電気料金　14．8%　ガス料金　17．2%　水道料金　13．8%
  - ・子供がある全世帯（平成29年）
    - 電気料金　5．3%　ガス料金　6．2%　水道料金　5．3%
- ○ 食料又は衣服が買えない経験
  - ・ひとり親世帯（平成29年）
    - 食料が買えない経験　34．9%
      （よくあった6．7%、ときどきあった11．8%、まれにあった16．4%の合計）
    - 衣服が買えない経験　39．7%
      （よくあった10．0%、ときどきあった10．5%、まれにあった19．2%の合計）
  - ・子供がある全世帯（平成29年）
    - 食料が買えない経験　16．9%
      （よくあった2．5%、ときどきあった5．1%、まれにあった9．2%の合計）
    - 衣服が買えない経験　20．9%
      （よくあった3．0%、ときどきあった5．6%、まれにあった12．3%の合計）
- ○ 子供がある世帯の世帯員で頼れる人がいないと答えた人の割合
  - ・ひとり親世帯（平成29年）
    - 重要な事柄の相談　8．9%
    - いざというときのお金の援助　25．9%
  - ・等価可処分所得第Ⅰ～Ⅲ十分位（平成29年）
    - 重要な事柄の相談　7．2%
    - いざというときのお金の援助　20．4%

【経済的支援】
- ○ 子供の貧困率
  - ・国民生活基礎調査　13．5%（平成30年）
  - ・全国家計構造調査　8．3%（令和元年）
- ○ ひとり親世帯の貧困率
  - ・国民生活基礎調査　48．1%（平成30年）
  - ・全国消費実態調査　47．7%（平成26年）
- ○ ひとり親家庭のうち養育費についての取決めをしている割合
  - ・母子世帯　42．9%（平成28年度）
  - ・父子世帯　20．8%（平成28年度）
- ○ ひとり親家庭で養育費を受け取っていない子供の割合
  - ・母子世帯　69．8%（平成28年度）
  - ・父子世帯　90．2%（平成28年度）

※青字は「子供の貧困対策に関する大綱」（令和元年11月閣議決定）で新たに定めることとした指標。

貧困状態の子供の支援のための教育・福祉等データベースの構築に向けた研究会について

○　秋の行政事業レビュー（令和２年11月）等を踏まえ、文部科学省・厚生労働省の参画の下、貧困状態の子供の情報に詳しい有識者、先進的な取組を進めている都道府県・政令指定都市・市町村の教育・福祉部門の担当者、小学・中学・高校の校長を構成員として、市町村等にある教育や福祉等に係る個別　の親・子供の情報を活用して、

①　支援が必要な貧困状態にある子供を広く把握するとともに、

②　把握した子供に対し、プッシュ型で地域にある学習支援や居場所などの支援につなげていく

ためのデータベースのフォーマットのひな型を令和３年度末までに作成すべく、これら有識者等による研究会を立ち上げ、調査研究を実施中（※）。

※　ＥＹ新日本監査法人に委託して実施。

《参考１》

○　秋の行政事業レビュー（子供の貧困・シングルペアレンツ問題）指摘事項（令和２年11月）

・自分が支援対象であることに無自覚な人、潜在的に支援を必要とする人を含め、必要な支援を必要な人に十分に行き渡らせるためには、「ワンストップ化」や「プッシュ型」の支援を実現する必要。

・今後、国（内閣府・文部科学省・厚生労働省）は、こうした支援を実現するため、デジタル・データの特性を活かしたデータ・ベースに関わる共通インフラを主導して構築することを検討すべき。

《参考２》

○　子供の貧困の実態は「見えにくく、捉えづらい」とされる中、「子供の貧困対策に関する大綱」（令和元年11月決定）において、

・支援が行き届いていない、又は届きにくい子供・家庭に配慮して対策を推進

・市町村において、福祉や教育等の取組の過程で得られた個別の子供の状況に関する情報を活用して、支援を要する子供を広く把握し、効果的な支援につなげていく

ことが盛り込まれている。

＜研究会構成員＞

【有識者】

○　山野　則子　　大阪府立大学学長補佐　地域保健学域教育福祉学類教授

　　末冨　　芳　　日本大学文理学部教授

【地方公共団体】

　　笹山　衣理　　滋賀県健康医療福祉部子ども・青少年局子ども未来戦略室長

　　大林　義宜　　滋賀県教育委員会幼小中教育課生徒指導・いじめ対策支援室長

　　西端　千恵　　兵庫県神戸市こども家庭局こども未来課長

　　小菅　康生　　兵庫県神戸市教育委員会学校教育部生徒指導担当課長

　　込山　浩良　　千葉県柏市こども部こども福祉課長

　　藤崎　英明　　千葉県柏市教育委員会児童生徒課長

　　川本　重樹　　大阪府能勢町教育委員会学校教育課参事

【学校長】

　　大字　弘一郎　　全国連合小学校長会会長

　　宮澤　一則　　全日本中学校長会会長

　　長塚　篤夫　　私立順天学園（中学・高校）校長

【省庁】

　　若林　徹　　文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習･安全課課長補佐

　　石原　珠代　　厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課課長補佐

○：座長

子供の貧困に関する全国実態調査結果の分析等に関する調査研究について

背景

平成28年～ 「地域子供の未来応援交付金」を活用した自治体による実態調査（令和元年度末まで290自治体が実施）
※調査内容・方法等は各自治体の任意。

令和元年６月 「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の改正（議員立法）
・国及び地方公共団体は、…子どもの貧困に関する指標に関する研究その他の子どもの貧困に関する調査及び研究その他の必要な施策を講ずるものとする。（法14条）
・子どもの貧困に関する調査が全国的に実施されるよう努めること（衆委員会決議、参附帯決議）。

令和元年度調査研究　自治体が子供の貧困実態調査を実施する際の参考として、子供・親向けアンケート調査の共通調査項目案を策定・公表

令和２年度　共通調査項目案（コロナ禍の影響も含む）を用いて全国実態調査を試行的に実施（回収率54.3%）

全国実態調査結果の分析等に関する調査研究（R3年度）

●スケジュール

令和３年６月22日　第１回検討会（分析方針の提示）
８月24日　第２回検討会（分析結果案の提示）
９月中　第３回検討会（報告書案について検討）
秋頃　有識者会議に報告・報告書公表（予定）

●検討会構成員

→令和元年度調査（共通調査項目案を策定）と同じ構成員で分析等を実施中

氏名（敬称略）	所属・役職
可知　悠子	北里大学　医学部公衆衛生学　講師
小林　盾	成蹊大学　文学部現代社会学科　教授
小林　雅之	桜美林大学　総合研究機構　教授
新保　幸男（※）	神奈川県立保健福祉大学　保健福祉学部　教授
米原　あき	東洋大学　社会学科　教授
渡辺　由美子（※）	NPO法人　キッズドア　理事長

（※）は子供の貧困対策に関する有識者会議構成員。